**機械・設備等賃貸借契約書（例）**

貸主●●（以下「甲」という。）と借主●●（以下「乙」という。）とは、下記条項により、賃貸借契約を締結する。

（契約の主旨・使用目的）

第１条　甲はその所有する別紙目録記載の機械・設備・資材等（以下「本件機械」という。）を乙に使用させるものとする。

２　乙は、本件機械を産地連携推進緊急対策事業の事業目的の履行のためにのみに使用するものとし、当該目的以外に使用してはならない。

（貸借の期間）

第２条　本契約の期間は●●年間（令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで）とする。ただし、期間満了の●ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに１年間継続し、以後も同様とする。

（賃料）

第３条　甲は、別紙目録に記載する本件機械を乙に無償（※有償）で貸与・提供する。

（※２　本件機械の賃料は、別紙目録のとおりとし、乙は毎月末日までに、翌月分賃料を甲の指定する方法で支払うものとする。

３　賃料は、本件機械の法定耐用年数期間中、甲への支払額合計で産地連携推進緊急対策事業の事業者負担分を越えてはならない。）

（契約保証金）

第４条　この契約につき，契約保証金を免除する。

（反社会的勢力の排除）

第５条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

一　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

二　自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２　乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本件機械の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（引渡し）

第６条　本件機械の引渡しは、甲乙立会いのもとに行うものとする。

（保障）

第７条　甲は乙に対し、本件機械について第三者の如何なる権利も付着していないことを確約し、万一、第三者から引渡しの要求その他権利の申出あるときは、甲において一切引き受け解決し、乙には何らの迷惑を及ぼさないことを保障する。

（経費負担）

第８条　次の各号に掲げる経費については、事前に甲乙協議し、それぞれの負担割合を決めるものとする。

　　一　本件機械の維持管理経費（注油、電気絶縁体の管理、電気代、燃料代、部品の取替え代金等）

　　二　本件機械に対する公租公課

　　三　本件機械について保険会社と保険契約を締結した場合の当該契約に要する経費

２　乙は、本件機械の修理等を行う場合、事前に甲に協議を行うものとし、その費用は甲乙協議し負担を決めるものとする。

（禁止又は制限される行為）

第９条　乙は、甲の同意なくして本件機械を第三者に転貸、譲渡、売却、担保への差入れ又は本契約による権利の移転をしてはならないものとする。

２　乙は、甲の同意なくして本件機械の増改築、移転、改造、改良等現状から変更等を行ってはならないものとする。

３　乙は、本件機械について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するとともに、そのような事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合、すみやかに甲へ報告の上、その事態の解消に努めるものとする。

４　前３項の場合において甲が必要な措置を講じた場合、乙は甲の支払った一切の費用を負担するものとする。

（契約の解除等）

第10条　次の各号に掲げる事項が生じた場合は、甲はいつでも本契約を解除できるものとする。ただし、二及び三については、●●ヶ月間の催告期間を要するものとする。

一　乙が第１条、第５条又は第９条に違反したとき。

二　乙が賃料の支払いを●●ヵ月分以上滞納したとき。（※有償の場合）

三　その他、解除を必要と認めたとき。

２　乙は、甲から前項により解除通知を受けたときは、その通知の日から●●週間以内に、第１条第２項のために本件機械で提供したもので費消したものを除き、原状に復して、全て甲に返還しなければならない。

（離作補償等）

第11条　本契約の期間満了又は契約の解除による本件機械の返還に伴い、乙は甲に対して離作補償、移転補償、営業補償、その他の名目のいかんを問わずこれらに相当し又は準ずる補償の請求はできないものとする。

（機密の保持）

第12条　甲及び乙は，本契約により知り得た機密を他に漏らさないものとし，本契約終了後も同様とする。

（その他）

第13条　本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の通り契約したので、本書２通を作成し、甲乙各これに記名した上、各１通これを保有する。

令和○○年○○月○○日

貸主（甲）　住　所　○○○○○○○○○○○○○

団体名　○○○○○

氏　名　○○　○○

借主（乙）　住　所　○○○○○○○○○○○○○

団体名　○○○○○

氏　名　○○　○○

（注）証拠性を高めるため、必要があれば契約証書に押印することを妨げない。

（別紙目録）

機械・設備等の表示

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸与  ・  提供 | 名　称  （機械・設備・資材名） | 規格・規模（型番・サイズ等） | 数量 | 設置場所  （保管場所） | 甲から乙への引渡し  時期等 | 賃料  （円／月額）※ | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※賃料は、第３条が有償の場合のみ金額を記載することとし、無償の場合は、「―」（バー）を記載する。

※提供の場合は、賃料は「―」（バー）とする。

※賃料は、本件機械の法定耐用年数期間中、甲への支払額合計で産地連携推進緊急対策事業の事業者（甲）負担分を越えてはならない。